

令和4年6月文京区議会定例議会提案事項

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。
 - ・ 心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 住宅借入金等特別税額控除の延長（付則第3条の5の2）
住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を4年間延長し、令和20年度分の区民税までとする。
 - イ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致（第15条、第20条の2、付則第8条、付則第14条の2及び付則第14条の3）
上場株式等の配当所得等について、区民税に係る課税方式を所得税と一致させることとなったことに伴い、規定を整備する。
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日
公布の日。ただし、(2)ア及びウの一部については令和5年1月1日、(2)イ及びウの一部については令和6年1月1日

3 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 ふぐ加工製品の取扱いの届出済票の交付及び再交付に係る手数料の削除（別表55の項）
- (3) 施行期日 公布の日

4 文京区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 墓地等の経営主体の要件における宗教法人等の事務所に係る規定の整備（第3条第2号及び第3号）
- (3) 施行期日 令和4年9月1日

5 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料（160,000円）を追加する。
- (3) 施行期日 公布の日

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 教員特殊業務手当の上限額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容
教員特殊業務手当の上限額の改定（第17条第3項）
改定前 6,400円 → 改定後 16,000円
- (3) 施行期日 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

7 旧元町小学校地下躯体等解体工事に係る費用負担に関する協定

- (1) 協定の目的 旧元町小学校地下躯体等解体工事
- (2) 協定金額 金2億5,220万4,480円
- (3) 協定の相手方 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂
代表者 理事長 小川秀興

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和5年9月30日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 総務費 企画費
令和5年度 債務負担行為

8 （仮称）文京区児童相談所建設工事請負契約

- (1) 契約の目的 （仮称）文京区児童相談所建設工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金14億800万円
- (4) 契約の相手方 松下・上之原・イズズ建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目34番4号
株式会社松下産業
代表取締役 松下和正
構成員 東京都文京区千駄木二丁目42番8号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光
構成員 東京都文京区音羽一丁目10番7号
株式会社イズズ工務店
代表取締役 小野眞紀雄

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和6年5月17日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 民生費 児童福祉費

令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為

9 (仮称)文京区児童相談所建設機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 (仮称)文京区児童相談所建設機械設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億360万円
- (4) 契約の相手方 酒井・高橋・にがた建設共同企業体
- | | |
|----------|---|
| 構成員(代表者) | 東京都文京区大塚六丁目11番12号
酒井工業株式会社
代表取締役 酒井孝 |
| 構成員 | 東京都文京区本駒込二丁目27番16号
株式会社高橋管工社
代表取締役 高橋直和 |
| 構成員 | 東京都文京区小石川五丁目18番12号
にがた工機株式会社
代表取締役 関根利晴 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和6年5月17日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 民生費 児童福祉費
令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為

10 文京区立駒本小学校増築校舎借上契約

- (1) 契約の目的 文京区立駒本小学校校舎増築
- (2) 契約の方法 指名競争入札による契約
- (3) 契約金額 金4億6,492万500円
- (4) 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和リース株式会社東京本店
本店長 杉尾芳彦

【参考】

- ① 契約期間 令和4年7月1日から令和9年3月31日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和5年度から令和8年度まで 債務負担行為